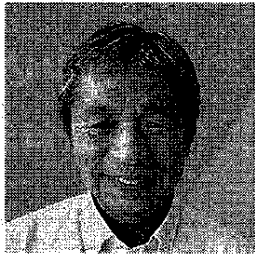


街の不動産トラブルを解決する

13 調停人候補者紹介

ADR(裁判外紛争解決)という概念には、裁判以外の紛争解決手段が広く含まれます。(一社)日本不動産仲裁機構に寄せられる様々な相談のうち、制度上の正規の和解手続きに至るものはごく一部ではありますが、ADR制度を背景にお客様の相談に向き合う調停人の日々の活動はそれ自体が広い意味でのADRと呼ぶことができるでしょう。ここでは、そのような街の調停人候補者の方々の声を紹介します。

はじめに、私が今まで関わったトラブルの一例を紹介いたします。老朽化して近隣に迷惑を及ぼしている相続空き家(移転登記未了)の対策で、相続人姉妹2人と接触した際に、互いに管理責任の擦り付け合いから対立に発展し、各人の家族も参戦してきまして、双方から自らを正当化し相手方を非難する話があり、



善見育弘氏

それぞれを聞いて聞いて、到底解決の目途は立ちません。相対する話まで持ち出される中で、親の気持ちと子の気持ちについてお話しする機会があり、互いになられたお父さんとお母さんは、今どんな気持ちでお二人の姿を見ておられるでしょうか?」という質問を私が出しました。そこから、妹さんが先に譲歩の気配があり、続いてお姉さんも気持ちが融けてきて解決に結びつきました。結果、司法書士の協力のもと、分割協議書を作成し、最終的に売却に至りました。

【調停人候補者】

善見育弘氏

有限会社丸善プランニング 代表取締役(兵庫県尼崎市)

私が調停人候補者となった背景をお話いたします。相続不動産は、売買取引に至るまでに数多くのハードルを越えなければならぬケースが多くあります。私が所属するNPO法人兵庫空き家相談センターにおいて空き家対策セミナーと相談会などを実施していますが、宅地建物取引に関する知識だけでは到底相談に対応できません。FP資格や相続診断士等の資格を持つので一応の話は聞くものの、親族間で争う要素のある案件に直面した際には、知識不足もあり適切なアドバイスが出来ませんでした。そこで、もうワンステップ向上し、より良い提案をするために調停人候補者となることとしたので

ADRにおいては、まず聞くことに徹するのがこれからの調停人資格を生かすと思っています。ADRにおいて、まず聞くことは、お互いを認めていいた後、当事者が互いに歩引いて冷静に考えていただき、お互いを認める方向に導くことが解決に向けて重要であると考えています。相続診断士として「笑顔相続」を提唱してきましたので、柔軟で穏やかな解決がADRの姿であると確信しています。調停人が結論を指示するのではなく、当事者の内にある、よりよい解決案を引き出すことが調停人の役割であると思っています。特に私の場合、相続相談から入るケースが多いので相談者の考えを尊重しつつ、中立公正な立場を保ちながら、被相続人はどのような考えをお持ちであったか、他の相続人の立場に立った場合どのようになっているか、など立場を変えて思考していただくよう、に徹するのがこれからの調停人資格を生かすと思っています。



店舗外観

資格・総合